

# 療養費の支給申請について

## 申請に関して共通事項

◇ 申請から振込みまでに審査等、決定事務があるため実際に振り込まれるまで3～4か月かかります。

◇ 申請者は世帯主となります。そのため振込先は世帯主の口座になりますので、世帯主以外の口座へのお振込みの場合は療養費支給申請書下部にある委任状欄の記入をお願いいたします。

◇ 療養費の申請は、療養費の対象となる医療費や費用を支払った日の翌日から2年が経つと時効となり、申請できなくなります。ただし、以前加入していた健康保険からの返還請求された場合に対する療養費については、実際の診療日の翌日から起算して2年が経つと時効となり、申請できなくなります。

### ➤ 治療用装具（補装具）を作製したとき（A）

◇ 怪我や病気を治療するために医師からの指示を受けた後、作製をされた治療用装具（補装具）について療養費の支給申請ができます。

◇ 補装具は指示された後、作製されたものが療養費の支給対象となるので、領収書等の発行日が医師の指示書よりも前になっている（医師の指示があるより前に作製したと思われる）ものは支給対象外となります。

◇ 補装具には耐用年数がありますので、その耐用年数を超過していない状態で修理・調整ではなく再作製した場合、支給対象外となる可能性があります。

必要書類は下記のとおりです。

- ① 療養費支給申請書（市役所、各出張所にございます。またHPからもダウンロード可能です。）
- ② 補装具を必要とする医師の意見書及び装着証明書（原本）  
※医師からの指示→補装具の作製→装着（支払い）という流れが支給基準となります。  
※指示された日及び装着された日が分かる必要があります。  
※小児用弱視等用眼鏡の場合は視力の検査結果や眼鏡の指示書が必要です。  
※弾性着衣の場合は、弾性着衣等装着指示書が必要です。
- ③ 領収書（原本）  
※領収書の日付が、医師から指示された日付より後になっているのが必要です。
- ④ 作製内訳書（補装具の製作者・基本価格・作成要素等が記入されているもの）（原本）  
※領収書と1枚にまとまっても問題ありません。
- ⑤ （靴型装具の場合） 装具を装着している写真
- ⑥ 被保険者記号・番号がわかるもの（被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）
- ⑦ 振込先が分かるもの                      ⑧ 本人確認書類                      ⑨ マイナンバーの分かるもの

## ➤ 国民健康保険加入後に、以前加入していた健康保険を利用し、返還請求を受けたとき（不当利得）（B）

◇ 流山市国民健康保険加入期間中に、以前加入していた健康保険を使って、病院等にかかられた場合、返還を行う必要があります。返還した後、流山市国民健康保険の療養費の支給申請ができます。

◇ 返還請求のうち、保険適用外のもの（見舞金、付加金といった返還請求元の独自助成等）については、支給対象外となります。

必要書類は下記のとおりです。

- ① 療養費支給申請書（市役所、各出張所にございます。またHPからもダウンロード可能です。）
- ② レセプト（診療報酬明細書、または調剤報酬明細書）  
※病院等が発行するもので診療明細書や調剤明細書とは異なります。  
**※返還後、以前加入していた健康保険組合等から受理したレセプトは、封入されたものを開封せずにそのまま提出してください。**
- ③ 以前加入していた健康保険組合に返還した領収書（原本）
- ④ 被保険者記号・番号がわかるもの（被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）
- ⑤ 振込先が分かるもの                      ⑥ 本人確認書類                      ⑦ マイナンバーの分かるもの

## ➤ 被保険者証等を病院等で提示せず10割で支払ったとき（C）

◇ 病院等にかかった時、やむを得ない理由で被保険者証等を提示できなかった場合、療養費の支給申請ができます。

◇ 保険適用される医療費のうち、10割に対する保険負担割合相当分が支給対象となります。加算請求があった場合や保険適用外の医療費については支給対象外となります。

必要書類は下記のとおりです。

- ① 療養費支給申請書（市役所、各出張所にございます。またHPからもダウンロード可能です。）
- ② レセプト（診療報酬明細書、または調剤報酬明細書）  
※病院等が発行するもので診療明細書や調剤明細書とは異なります。
- ③ 領収書（原本）
- ④ 被保険者記号・番号がわかるもの（被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）
- ⑤ 振込先が分かるもの                      ⑥ 本人確認書類                      ⑦ マイナンバーの分かるもの

### （B）・（C）の申請にあたっての注意点

- ・ レセプト（診療報酬明細書、または調剤報酬明細書）は、医療機関ごと、診療の月ごとに発行され、レセプトの枚数分の療養費支給申請書が必要となります。
- ・ （B）の申請の場合、以前加入していた健康保険組合等から受理したレセプトは開封無効で封入されていますのでそのまま提出してください。市役所または各出張所の職員が開封し、封入されているレセプト枚数分の療養費支給申請書を提出していただきます。

ご不明な点等ありましたら、保険年金課（04-7150-6077）までお問い合わせください。